

新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度

答申の概要

制度内容検討の視点

- ・ 促進制度という趣旨を踏まえ、求める太陽光発電の導入量などは過度なものとはしないよう留意するとともに、罰則は設けずむしろ積極的な取り組みを評価・表彰するなど、事業者の取り組みを後押しする仕組みとする
- ・ 幅広い事業者に取り組んでもらえるよう、制度の対象となる大手ハウスメーカー等以外も、任意での参加を可能とする
- ・ 制度の対象となるハウスメーカー等に加え、住宅を建てる市民の理解が必要不可欠であり、太陽光発電や高断熱化によるコストメリットや、健康面・防災面などのメリットを分かりやすく周知することが重要である



中小規模建築物向け制度

※延床面積2,000m²未満の建築物（主に戸建住宅や共同住宅、店舗など）

対象事業者

中小規模建築物を市内で年間に延床面積の合計で5,000m²以上新築する建築事業者（ハウスメーカー等）

※対象事業者以外も任意での参加を可能とする

太陽光発電の導入

対象事業者は、年間に新築する建築物において、以下の算定式で求めた設置基準量以上となるよう、太陽光発電を導入する必要

$$\text{設置基準量 (kW)} = \text{設置可能棟数 (棟)} \times \text{算定率 (70\%)} \times \text{棟あたり基準量 (2kW/棟)}$$

イメージ

$$\text{設置基準量} : 100\text{棟} \times 70\% \times 2\text{kW/棟} = 140\text{kW}$$

※新築する全ての建物に設置を求めるものではない



- 4kWを 20棟に設置 ⇒ 80kW
- 2kWを 40棟に設置 ⇒ 80kW
- 設置しない住宅 40棟 ⇒ 0kW

合計設置容量
160kW > 設置基準量 (140kW)

⇒ 基準適合



中小規模建築物向け制度

※延床面積2,000m²未満の建築物（主に戸建住宅や共同住宅、店舗など）

省エネ 断熱基準

- 対象事業者は、新築する全ての建築物で、国が2030年度までに引き上げるとしている基準を前倒して達成する必要
- 国の基準見直し後に、市基準の引き上げを行う

【住宅の場合】



報告・公表

- 対象事業者は、前年度の取り組み結果を仙台市に報告し、仙台市はその結果を市のホームページで公表する
- 積極的に取り組む事業者は評価・表彰し、取り組みの後押しとする
(本制度は事業者の取り組みの促進を目的とするため、罰則の規定は設けない)



大規模建築物向け制度

※延床面積2,000m²以上の建築物（主にマンションやオフィスビルなど）

対象者

大規模建築物を新增改築する建築主

（増改築にあっては、増改築する部分の延床面積が2,000m²以上となる場合に対象）

※対象者以外も任意での参加を可能とする

太陽光発電 の導入

対象とする建築物において、以下の算定式で求めた設置基準量以上となるよう（下限値未満・上限値以上の場合は下限または上限値を採用）、太陽光発電を導入する必要

設置基準量 (kW) = ①②のいずれか小さい方の面積 (m²) × 面積あたり算定量 (0.15kW/m²)

〔①建築面積の5%
②建築面積から太陽光パネルの設置が困難な部分を除外した面積〕

延床面積	2,000～5,000m ² 未満	5,000～10,000m ² 未満	10,000m ² ～
基準量の下限値/上限値	3kW / 9kW	6kW / 18kW	12kW / 36kW

例：建築面積600m²・延床面積4,500m²のマンションの場合

算定式：600m² × 5% × 0.15kW/m² = 4.5kW

下限・上限値との比較：下限3kW < 4.5kW < 上限9kW

設置基準量

4.5kW以上の導入が必要



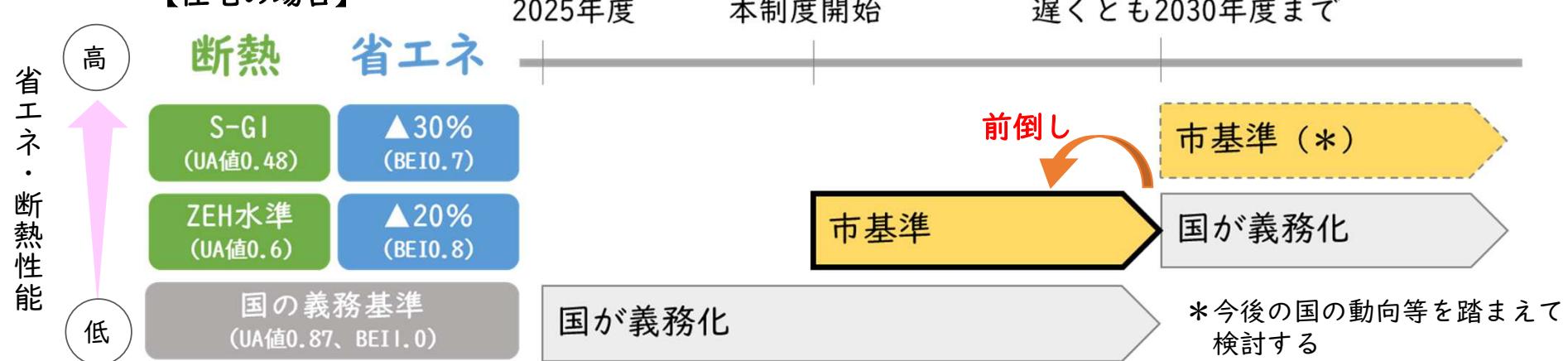
大規模建築物向け制度

※延床面積2,000㎡以上の建築物（主にマンションやオフィスビルなど）

省エネ 断熱基準

- 対象の建築物は、国が2030年度までに引き上げるとしている基準を前倒して達成する必要
- 国の基準見直し後に、市基準の引き上げを行う

【住宅の場合】



報告・公表

- 対象となる建築主は、建築確認の申請前に仙台市に計画書を提出し、仙台市はその内容を市のホームページで公表する
- 積極的に取り組む建築主は評価・表彰し、取り組みの後押しとする
(基準に適合しない場合でも、建築を制限するなどの罰則の規定は設けない)